

質疑応答一覧（令和元年10月1日時点）

【旧植木温泉福祉交流館の利活用について】

No.	質問事項	回答
1	施設の排水はどうなっているか。	公共下水道には接続しておらず、正門前駐車場の地下の合併浄化槽（65人槽）にて処理を行ったうえで排水しています。
2	施設を借り受ける場合の賃料はいくらか。	市の算定基準（行政財産使用許可の使用料算定期）に基づくと、土地・建物すべての賃料は、約350万円/年となります。また、別途光熱水費は実費で負担していただく必要があります。
3	今後の湯温低下の見込みは。	源泉については、湯温の低下がみられており今後も更に低下する恐れがあります。（参考：H元年：48度以上⇒H17年：45.5度⇒H27年：42.5度）
4	隣接する公園は一体的に利用することはできるのか。	隣接地の公園との一体的な利活用は検討していませんが、借受者が使用を希望する場合は、一般的な利用手続き（例：イベント目的で使用申請（植木地域整備室）を行って許可を受け使用）を経て使用することは可能です。

【旧学校施設利活用（旧松尾北小学校の利活用事業）】

No.	質問事項	回答
1	利活用にあたり、第三者への転貸は可能か。	行政財産使用許可による場合、「熊本市行政財産使用条例」の規定により転貸による利活用はできません。
2	小学校に運動場はあるか。	利活用の検討にあたって、運動場は対象としていません。

【森都心プラザのビジネス支援機能強化】

No.	質問事項	回答
1	森都心プラザは避難所になっていると思うが、施設改修後の避難所機能はどうなるのか。	避難所に指定されていますが、災害などの際に避難所として使用することを想定している場所は、5階（ホール、ホワイエ、ラウンジ、多目的室、控室等）および6階（会議室A～D等）となっています。 ただし、熊本地震時には、指定管理者のご理解のもと、2階が避難所として機能していた経緯があり、非常時には2階も避難所として活用する場合も想定されるため、改修後の避難所機能については、指定管理者と2階の運営者と本市の3者での協議を行う予定です。